

3 自動車騒音・道路交通振動の要請限度調査

【要請限度】

要請限度とは、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる時に、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請し、又は道路管理者・関係行政機関の長に当該道路部分の改善等に関し意見を述べることができる限度のことをいいます。

表 4-5 自動車騒音の要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号）
 騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定
 （平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 62 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示第 301 号）
 （単位：dB）

区 域 の 区 分		道路に面する区域	時間の区分	
			昼間	夜間
a 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	1 車線	65	55
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	2 車線以上	70	65
b 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	1 車線	65	55
	準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	2 車線以上	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域	1 車線	75	70
	準工業地域 工業地域	2 車線以上	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域の特例 （全区域共通）			75	70

幹線交通を担う道路：道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

幹線交通を担う道路に近接する区域：2車線以下の道路の場合、敷地境界から15m、2車線を超える場合、敷地境界から20mを指す。

昼 間：午前6時から午後10時まで
 夜 間：午後10時から翌日午前6時まで

表 4-6 道路交通振動の要請限度

振動規制法施行規則第 12 条第 1 項

振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定

(平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 63 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示第 302 号)

(単位 : dB)

	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

(注) 第 1 種区域 : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域

第 2 種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

昼 間 : 午前 7 時から午後 8 時まで

夜 間 : 午後 8 時から翌日の午前 7 時まで

【根 拠】

- ・ 騒音規制法第 17 条第 1 項
- ・ 振動規制法第 16 条第 1 項

【目 的】

騒音規制法第 21 条の 2 及び振動規制法第 19 条に基づき、市内主要道路の騒音・振動の状況を把握し、要請限度値の適否を評価します。周辺環境を著しく損なっている場合には、道路管理者等へ働きかけを行います。

【調査概要】

- ・ 自動車騒音の調査地点は、平日 12 時間交通量、土地の利用状況、D I D[※]、地域性の観点から 30 地点を選定しています。5 年間（令和 2 年～令和 6 年度）で調査地点を一巡するローリング調査を行っており、令和 5 年度は 7 地点で騒音レベル及び交通量を調査しました。また、3 地点で振動レベルを調査しました。

※D I D（人口集中地区）とは、人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の「国勢調査基本単位区・調査区」が隣接し、この人口が 5,000 人以上を有する地域である。

- ・ 自動車騒音・道路交通振動が要請限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められたときには、県公安委員会に対して対策を要請、道路管理者等に対して意見を具申します。

(1) 調査地点

自動車騒音… 7 地点（都市計画区域 6 地点）

道路交通振動… 3 地点

(2) 測定方法及び評価手法

騒音測定方法については、日本産業規格 Z8731 に準拠し、時間の区分ごとの全時間を

通じた等価騒音レベル（LAeq）によって評価することを原則とします。振動測定方法については日本産業規格Z8735に準拠し、時間の区分ごとに振動レベルL10（80%レンジの上端値）によって評価することを原則とします。

【調査結果の概要】

（１）自動車騒音調査

市内7地点で調査を行いました。そのうち、要請限度が定められている都市計画区域の6地点で要請限度を下回っていました。〈表4-7、表4-10、図4-3参照〉

（２）道路交通振動調査

市内3地点で調査及び評価を行ったところ、3地点全てで要請限度を下回っていました。〈表4-8、表4-11、図4-4参照〉

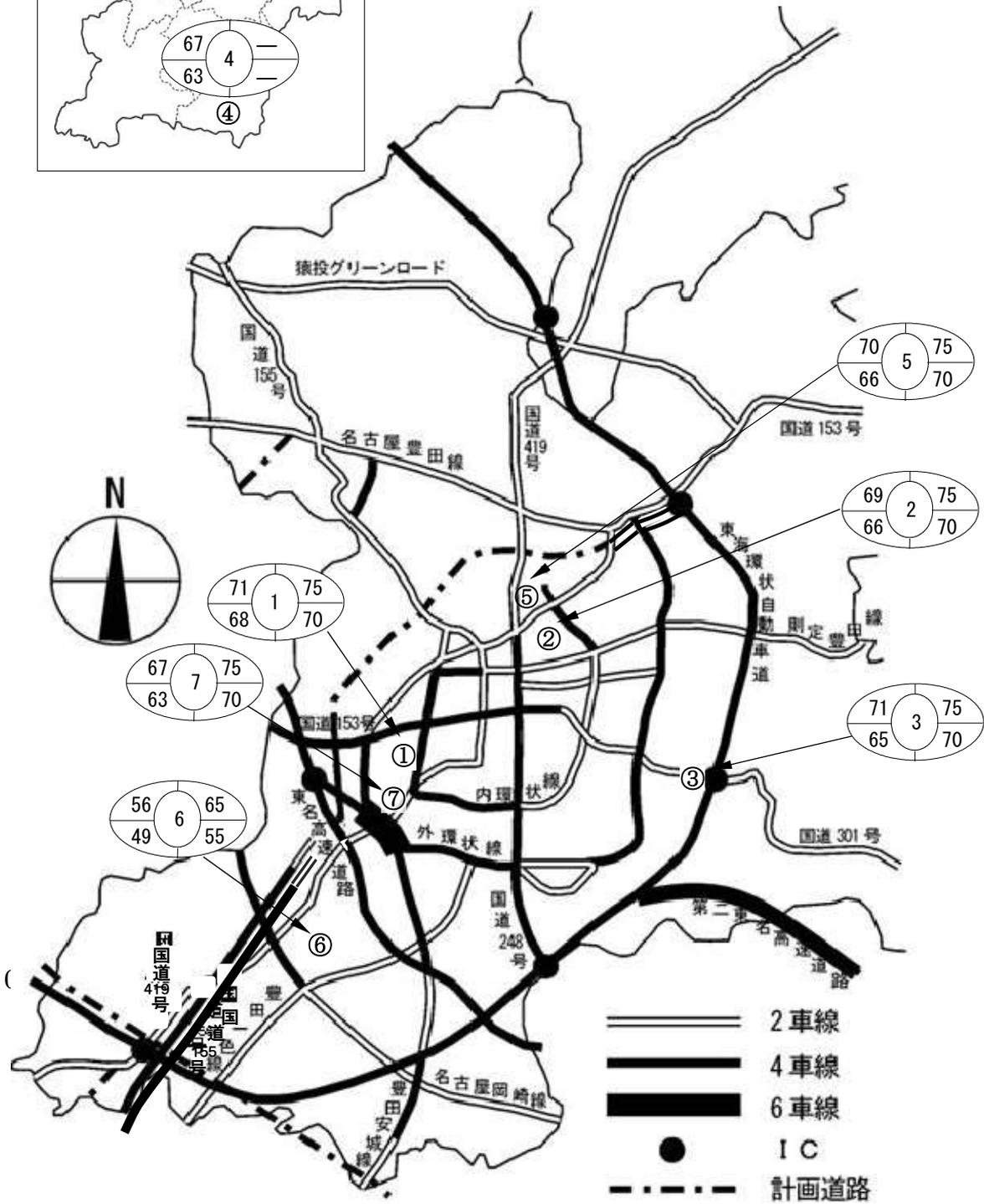
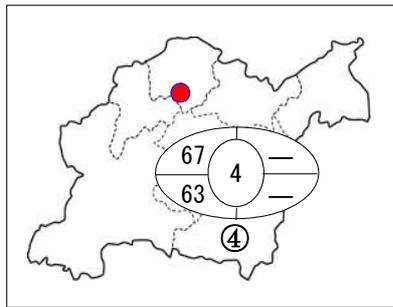
表4-7 令和5年度 自動車騒音調査結果（要請限度）

地点番号	路線名	住所 (調査地点)	測定日	用途地域	区域の 区分	車線数	騒音レベル (LAeq) (単位: dB)		要請限度 ^{※1} (単位: dB)		適合 ^{※2} 状況
							昼間	夜間	昼間	夜間	
1	一般国道 153 号	小川町 1 丁目	R 5. 10. 17 ~ R 5. 10. 19	第 2 種住居地域	b 区域 (幹線道路)	4	71	68	75	70	○
2	一般国道 153 号	荒井町松島		第 1 種住居地域	b 区域 (幹線道路)	2	69	66			○
3	一般国道 301 号	志賀町瘦桜		市街化調整区域	b 区域 (幹線道路)	2	71	65			○
4	一般国道 419 号	北篠平町駒ヶ峰		都市計画区域外 ^{*3}	—	2	67	63	—	—	—
5	一般国道 419 号	京町 5 丁目		準住居地域	b 区域 (幹線道路)	4	70	66	75	70	○
6	市道堤竹 1 号線	広田町西山		市街化調整区域	b 区域 (市道)	2	56	49			○
7	高橋細谷線 4	丸山町 5 丁目		第 1 種住居地域	b 区域 (幹線道路)	4	67	63			○

※1 要請限度は、幹線交通を担う道路に近接する区域にかかわる限度の特例による。

※2 適合状況 「○」適合 「△」いずれかの時間帯で不適合 「×」全ての時間帯で不適合

※3 都市計画区域外については、要請限度は定められていない。



- ① 一般国道 153 号 (小川町 1 丁目)
- ② 一般国道 153 号 (荒井町松島)
- ③ 一般国道 301 号 (志賀町瘦桜)
- ④ 一般国道 419 号 (北篠平町駒ヶ峰)
- ⑤ 一般国道 419 号 (京町 5 丁目)
- ⑥ 市道堤竹 1 号線 (広田町西山)
- ⑦ 高橋細谷線 4 (丸山町 5 丁目)

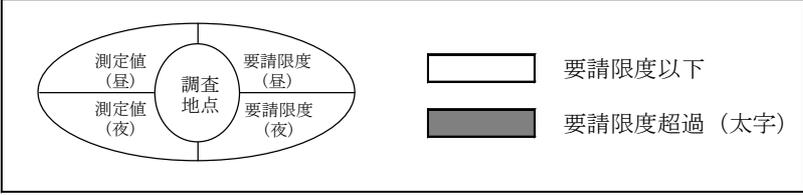


図 4-3 自動車騒音 調査結果 (令和 5 年度)

表 4-8 道路交通振動調査結果（令和 5 年度）

地点番号	路線名	住所 (調査地点)	測定期間	用途地域	区域の区分	振動レベル (L ₁₀) (単位: dB)		要請限度 (単位: dB)		適合※ 状況
						昼間	夜間	昼間	夜間	
2	一般国道 153 号	荒井町松島	R5.10.16	第 1 種住居地域	第 1 種区域	38	31	65	60	○
3	一般国道 301 号	志賀町瘦桜		市街化調整区域	第 2 種区域	42	27	70	65	○
5	一般国道 419 号	京町 5 丁目		準住居地域	第 1 種区域	43	36	65	60	○

※ 1 要請限度は、幹線交通を担う道路に近接する区域にかかわる限度の特例による。

※ 2 適合状況 「○」適合 「△」いずれかの時間帯で不適合 「×」全ての時間帯で不適合

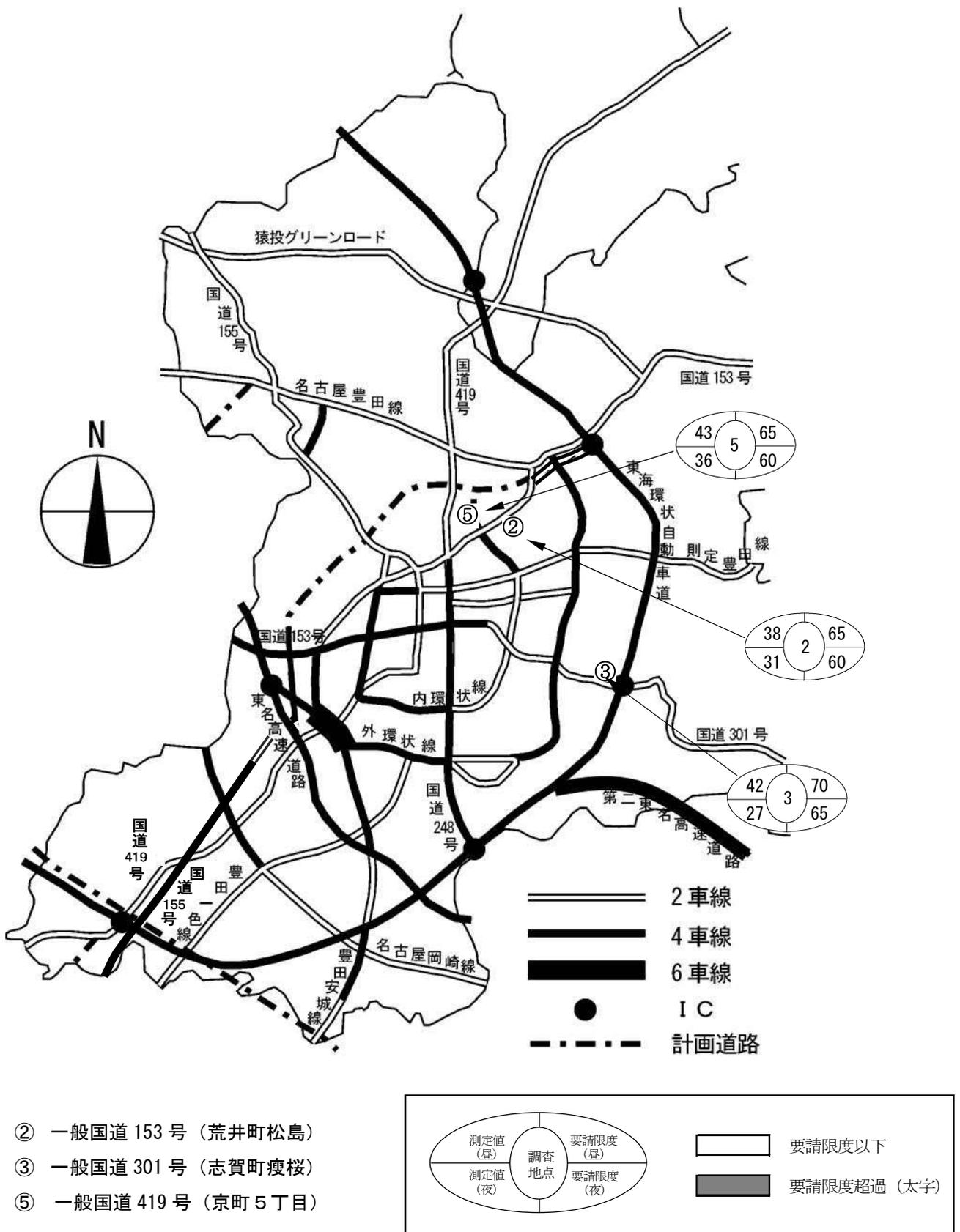


図 4-4 道路交通振動調査結果 (令和 5 年度)

表 4-9 令和 5 年度 道路交通量調査結果

地点 番号	道路	調査日時		交通量 (台/10分)									大型車 混入率 (%)	平均速度 (km/h)	
				測定側				測定反対側				合計 台数		測定 側	測定 反対 側
				大型 I	大型 II	小型 車	二 輪	大型 I	大型 II	小型 車	二 輪				
1	一般国道 153 号 (小川町 1 丁目)	R5.10.17	9:30~9:40	0	14	145	0	8	20	190	3	380	11	37	34
			16:00~16:10	2	10	141	1	12	0	137	3	306	8	34	36
2	一般国道 153 号 (荒井町松島)	R5.10.16	8:30~8:40	6	10	126	1	0	10	77	1	231	11	36	30
			16:30~16:40	6	6	110	0	0	6	95	0	223	8	36	26
3	一般国道 301 号 (志賀町瘦桜)	R5.10.16	8:00~8:10	3	9	99	1	1	5	108	2	228	8	44	38
			16:00~16:10	1	2	87	0	1	7	84	0	182	6	40	42
4	一般国道 419 号 (北篠平町駒ヶ峰)	R5.10.16	8:00~8:10	2	1	30	0	1	1	14	0	49	10	54	49
			16:00~16:10	2	0	19	0	4	0	36	0	61	10	52	41
5	一般国道 419 号 (京町 5 丁目)	R5.10.16	9:00~9:10	8	6	97	2	20	1	75	2	211	17	46	40
			17:00~17:10	4	2	120	6	4	0	125	1	262	4	44	36
6	市道堤竹 1 号線 (広田町西山)	R5.10.17	8:30~8:40	0	3	4	0	0	0	1	0	8	38	38	37
			16:30~16:40	0	0	6	0	2	0	6	0	14	14	38	39
7	高橋細谷線 4 (丸山町 5 丁目)	R5.10.16	9:20~9:30	4	14	49	0	4	7	82	1	161	18	38	38
			17:00~17:10	0	1	101	3	2	1	112	5	225	2	39	33

【調査結果】

(1) 自動車騒音調査

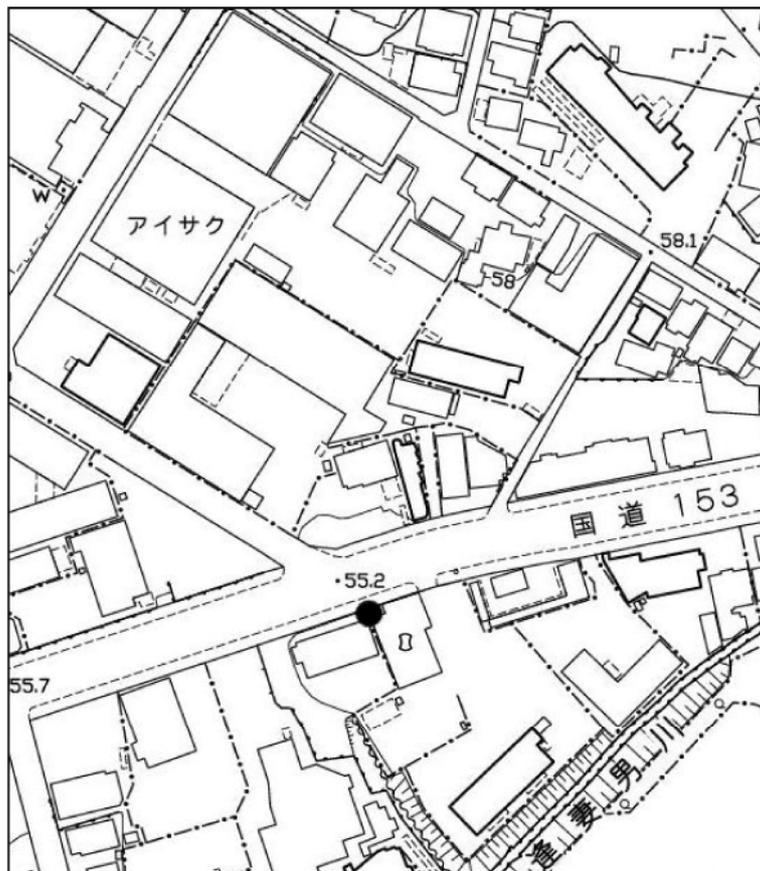
ア 一般国道 153 号 (小川町 1 丁目)

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 緊急車両、改造車両、選挙カー以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-1 自動車騒音調査結果

調査地点	小川町 1 丁目	区域の区分	第 2 種住居地域
調査日	令和 5 年 10 月 17 日 (火) ~ 19 日 (木)		
調査結果	昼 間	夜 間	
	71	68	
要請限度	75	70	
(適否)	○	○	

道路状況	車道幅員	13.1m
	路面	排水性アスファルト
	車線数	4 車線
測定位置	車道端からの距離	4.3m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



イ 一般国道 153 号（荒井町松島）

- ・ 等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 改造車両、緊急車両、クラクション、携帯着信音以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-2 自動車騒音調査結果

調査地点	荒井町松島		区域の区分	第 1 種住居地域
調査日	令和 5 年 10 月 17 日(火)～19 日(木)			
調査結果	昼 間	夜 間		
	69	66		
要請限度 (適否)	75 ○	70 ○		

道路状況	車道幅員	9.2m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道端からの距離	4.6m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



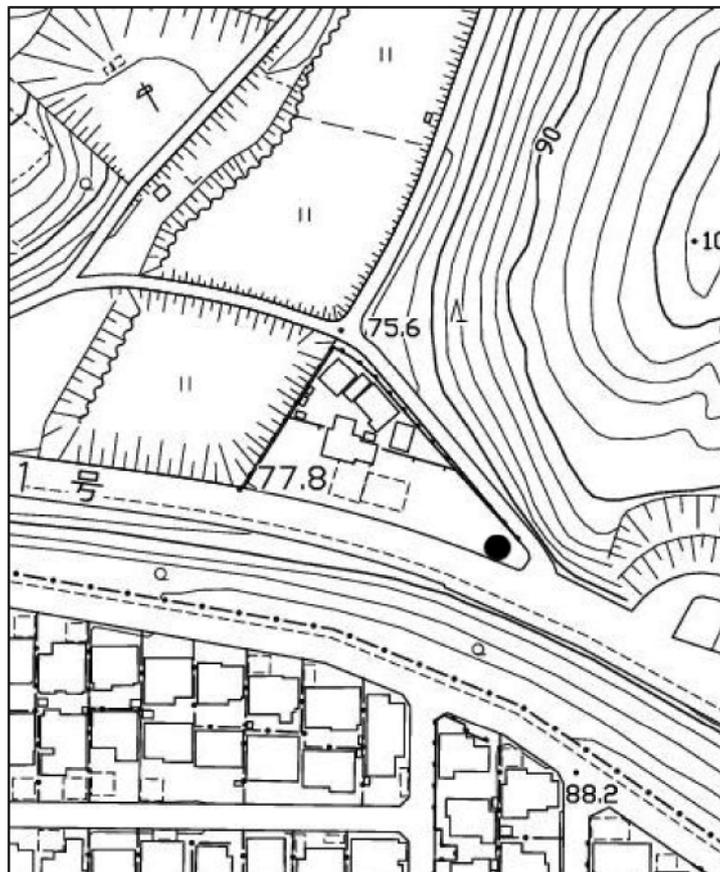
ウ 自動車騒音3 一般国道301号(志賀町瘦桜)

- ・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・緊急車両、改造車両以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表4-10-3 自動車騒音調査結果

調査地点	志賀町瘦桜		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和5年10月17日(火)~19日(木)			
調査結果	昼間	夜間	\	
	71	65		
要請限度 (適否)	75 ○	70 ○		

道路状況	車道幅員	7.5m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道端からの距離	1.0m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



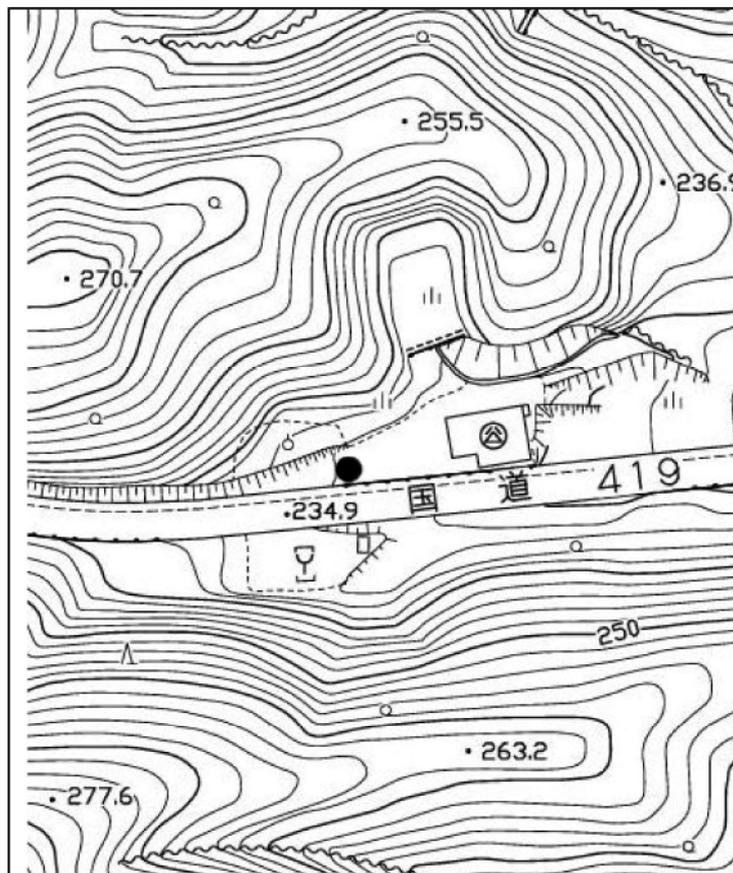
エ 自動車騒音4 一般国道419号（北篠平町駒ヶ峰）

- ・都市計画区域外は、要請限度が定められていません。
- ・緊急車両、改造車以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-4 自動車騒音調査結果

調査地点	北篠平町駒ヶ峰		区域の区分	都市計画区域外
調査日	令和5年10月17日(火)～19日(木)			
調査結果	昼間	夜間		
	67	63		
要請限度 (適否)	—	—		

道路状況	車道幅員	7.4m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道端からの距離	2.2m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・緩い坂道	



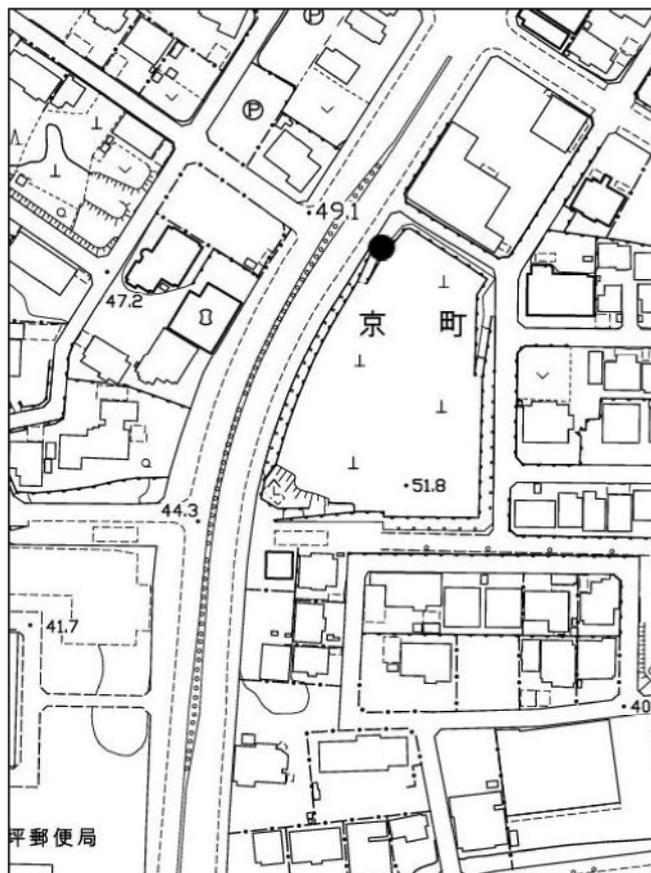
オ 自動車騒音5 一般国道419号 (京町5丁目)

- ・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・緊急車両、改造車両、選挙カー、クラクション、子供の声、歩行者の声以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表4-10-5 自動車騒音調査結果

調査地点	京町5丁目	区域の区分	準住居地域
調査日	令和5年10月17日(火)~19日(木)		
調査結果	昼間	夜間	/
	70	66	
要請限度 (適否)	75	70	
	○	○	

道路状況	車道幅員	18.1m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	4車線
測定位置	車道部端からの距離	3.5m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



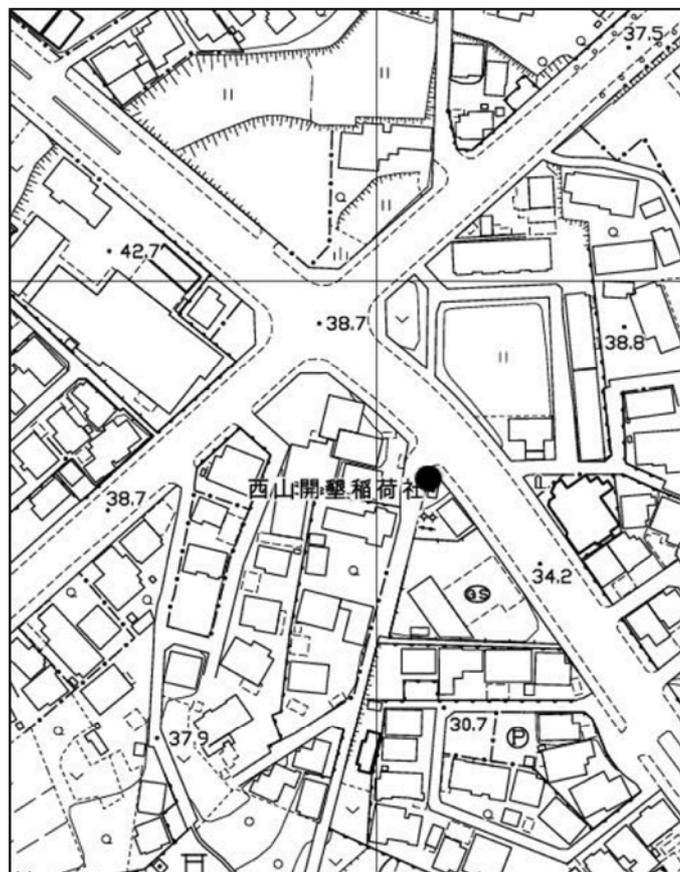
カ 自動車騒音 6 市道堤竹1号線（広田町西山）

- ・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・緊急車両、子供の声、歩行者の声、犬、クラクション、航空機、作業騒音以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-6 自動車騒音調査結果

調査地点	広田町西山		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和5年10月17日(火)～19日(木)			
調査結果	昼間	夜間	/	
	56	49		
要請限度 (適否)	75	70		
	○	○		

道路状況	車道部幅員	15.2m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道部端からの距離	3.0m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・緩い坂道	



キ 自動車騒音7 高橋細谷線4 (=高橋細谷2号線) (丸山町5丁目)

- ・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」ともに要請限度を下回りました。
- ・緊急車両、改造車両、子供の声、歩行者の声、犬、ヘリコプター、作業騒音以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-7 自動車騒音調査結果

調査地点	丸山町5丁目	区域の区分	第1種住居地域
調査日	令和5年10月17日(火)~19日(木)		
調査結果	昼間	夜間	
	67	63	
要請限度 (適否)	75	70	
	○	○	

道路状況	車道幅員	15.2m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	4車線
測定位置	車道部端からの距離	2.5m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



(2) 道路交通振動調査

ア 振動1 一般国道153号(荒井町松島)

- ・ 振動レベル(L₁₀)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 道路交通振動以外に振動に影響のある振動源は見られませんでした。

表4-11-1 道路交通振動調査結果

調査地点	荒井町松島		区域の区分	第1種住居地域
調査日	令和5年10月16日(月)			
調査結果	昼間	夜間		
	38	31		
要請限度 (適否)	65	60		
	○	○		

道路状況	車道幅員	9.2m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道部端からの距離	4.6m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
周辺状況	直線・平坦	



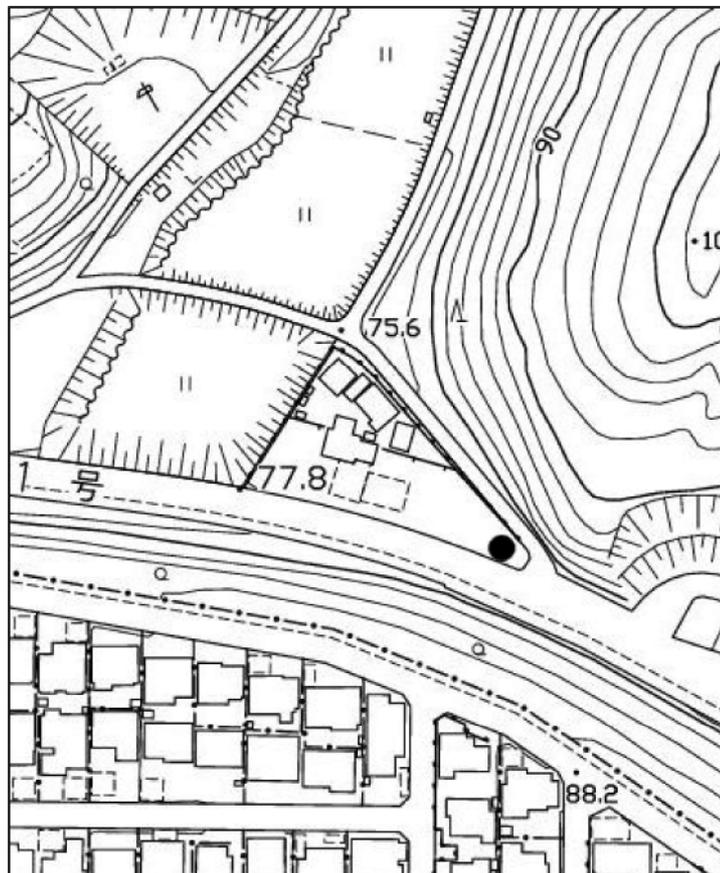
イ 振動2 一般国道301号(志賀町瘦桜)

- ・ 振動レベル(L₁₀)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 道路交通振動以外に振動に影響のある振動源は見られませんでした。

表4-11-2 道路交通振動調査結果

調査地点	志賀町瘦桜		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和5年10月16日(月)			
調査結果	昼間	夜間	/	
	42	27		
要請限度 (適否)	70	65		
	○	○		

道路状況	車道部幅員	7.5m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道部端からの距離	1.0m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
周辺状況	直線・平坦	



ウ 振動3 一般国道419号 (京町5丁目)

- ・ 振動レベル(L₁₀)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 道路交通振動以外に振動に影響のある振動源は見られませんでした。

表4-11-3 道路交通振動調査結果

調査地点	京町5丁目		区域の区分	準住居地域
調査日	令和5年10月16日(月)			
調査結果	昼間	夜間	/	
	43	36		
要請限度 (適否)	65	60		
	○	○		

道路状況	車道部幅員	18.1m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	4車線
測定位置	車道部端からの距離	3.5m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
周辺状況	直線・平坦	

